

令和 6 年第 4 回京丹波町議会定例会（第 1 号）

令和 6 年 1 2 月 2 日（月）

開会 午前 9 時 0 0 分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 令和 6 年 1 2 月 2 日

1 9 日間

至 令和 6 年 1 2 月 2 0 日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願の委員会付託

第 6 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度京丹波町一般会計補正予算（第 3 号）

第 7 同意第 2 号 教育委員会教育長の任命について

第 8 同意第 3 号 教育委員会委員の任命について

第 9 同意第 4 号 教育委員会委員の任命について

第 1 0 同意第 5 号 公平委員会委員の選任について

第 1 1 同意第 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 1 2 議案第 6 0 号 京丹波町開発及び土砂の埋立て等に関する条例の制定について

第 1 3 議案第 6 1 号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 4 議案第 6 2 号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 5 議案第 6 3 号 令和 6 年度京丹波町一般会計補正予算（第 4 号）

第 1 6 議案第 6 4 号 令和 6 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 7 議案第 6 5 号 令和 6 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

第 1 8 議案第 6 6 号 令和 6 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 9 議案第 6 7 号 令和 6 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 第 2 0 議案第 6 8 号 令和 6 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 1 号）
第 2 1 議案第 6 9 号 令和 6 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 1 号）
第 2 2 議案第 7 0 号 令和 6 年度京丹波町水道事業会計補正予算（第 1 号）
第 2 3 議案第 7 1 号 令和 6 年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

- | | |
|-------|-----------|
| 1 番 | 山 崎 裕 二 君 |
| 2 番 | 山 崎 眞 宏 君 |
| 3 番 | 畠 中 清 司 君 |
| 4 番 | 伊 藤 康 二 君 |
| 5 番 | 居 谷 知 範 君 |
| 6 番 | 西 山 芳 明 君 |
| 7 番 | 隅 山 卓 夫 君 |
| 8 番 | 谷 口 勝 巳 君 |
| 9 番 | 山 田 均 君 |
| 1 0 番 | 東 まさ子 君 |
| 1 1 番 | 松 村 英 樹 君 |
| 1 2 番 | 森 田 幸 子 君 |
| 1 3 番 | 梅 原 好 範 君 |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席を求めた者（26名）

- | | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 畠 中 源 一 君 |
| 副 町 長 | 山 森 英 二 君 |
| 総 務 部 長 | 松 山 征 義 君 |
| 健 康 福 祉 部 長 | 木 南 哲 也 君 |
| 産 業 建 設 部 長 | 栗 林 英 治 君 |

企 画 情 報 課 長	堀	友 輔 君
総 務 課 長	田 中 晋 雄 君	
財 政 課 長	山 内 明 宏 君	
デジタル政策課長	田 畑 昭 彦 君	
税 務 課 長	小 山 潤 君	
住 民 課 長	大 西 義 弘 君	
福 祉 支 援 課 長	原 澤 洋 君	
健 康 推 進 課 長	西 野 菜保子 君	
子 育 て 支 援 課 長	保 田 利 和 君	
医 療 政 策 課 長	中 野 竜 二 君	
農 林 振 興 課 長	山 内 敏 史 君	
商 工 観 光 課 長	片 山 健 君	
土 木 建 築 課 長	井 上 晴 之 君	
上 下 水 道 課 長	村 田 弘 之 君	
会 計 管 理 者	谷 口 玲 子 君	
瑞 穂 支 所 長	豊 嶋 浩 史 君	
和 知 支 所 長	山 内 善 史 君	
教 育 長	松 本 和 久 君	
教 育 次 長	岡 本 明 美 君	
学 校 教 育 課 長	宇 野 浩 史 君	
社 会 教 育 課 長	西 山 直 人 君	

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議 会 事 務 局 長	樹 山 敬 子
書 記	山 本 美 子
書 記	松 谷 洋 二

開会 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、健康管理のため、出席者の入場前の検温、手指消毒を行うとともに、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和6年第4回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番議員・山田 均君、10番議員・東まさ子君を指名します。

なお、以上のご両君に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（梅原好範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの19日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの19日間と決定いたしました。

会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、承認第6号ほか17件です。

後日、町長から追加議案の提出があります。

提案説明のため、畠中町長ほか関係者の出席を求めました。

10月9日、10日、教育福祉常任委員会による滋賀県愛荘町、福井県永平寺町での管外視察研修が実施されました。

10月16日に情報セキュリティについて全議員研修が実施されました。

10月20日には、議会報告会として、京丹波マルシェに議会ブースを出展いたしました。

10月28日、29日には、総務産建常任委員会によります広島県庄原市、三次市での管外視察研修が実施されました。

11月5日、教育福祉常任委員会が開催され、管外研修の総括が行われました。

11月7日には、全員協議会が開催され、議会基本条例の見直しについて協議されました。

11月11日、交通網対策等特別委員会が開催され、町内の地域公共交通の現状について協議されました。

11月28日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について協議されました。

また、同日、全員協議会が開催され、議会運営委員会での協議決定内容の報告等が行われました。

9月30日、10月7日、21日、23日、30日に議会広報広聴特別委員会が開催され、議会だより発行に向けた会議が行われ、議会だより第86号の発行をいただきました。

本定例会までに受理した陳情書等をお手元に配付しております。

京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

京丹波町情報センターに対し、自主放送番組での本会議の放映を依頼しましたので、報告いたします。

本日、本会議終了後、議会広報広聴特別委員会が開催されますので、委員の皆様には大変お世話になりますが、よろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第4、行政報告》

○議長（梅原好範君） 日程第4、行政報告を行います。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 本日ここに、令和6年第4回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年も残すところ僅かとなりました。今年は、大雨や台風接近に伴う災害対策

本部の設置はあったものの、いずれも大きな災害には至らず、心より安堵しているところです。

私は、町長就任以来、防災対策に加え、災害時の被害を最小限にする減災の取組にも力を入れてきたところであり、企業をはじめ町内外の関係団体と防災に関する協定に取り組んでまいりました。

また、昨日には和知地区において原子力災害住民避難訓練を実施したところです。今回の訓練により、平成24年度から大飯・高浜原子力発電所のUPZ圏内にある和知地区全ての集落で訓練を実施することができました。今後も京都府や関西電力株式会社と連携強化を図りながら、継続した訓練に取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、昨年より健康安全運転講座等で連携している京都ダイハツ販売株式会社と、このたび、暮らしの安全安心に関することなど、双方の資源を活用して、地域の課題解決を図る協働の取組を推進するため、11月18日に包括連携協定を締結しました。

災害時の緊急移動手段の提供をはじめ、地域公共交通における連携やスポーツ振興支援など、今後協議を重ねながら取組を進めてまいりたいと考えております。

本年9月21日から10月18日までの間、オーストラリアホークスベリー市から6名の留学生を本町に迎え、9月定例会では本議場において、初めて留学証明書の交付をさせていただきました。新型コロナウイルス感染症の影響により、5年ぶりの交換留学となりましたが、双方の町にとりまして大変有意義な交流となり、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

本町では、誰もが安心して行政手続を進められるよう、10月1日から申請書の一部を書かずに作成する申請書作成システムや、最大32か国の言語を通訳でき、高齢者や聴覚障害者向けの音声筆談機能を持つ多言語通訳サービスを開始しました。

また、10月30日からは住民票をはじめ、各種証明書の支払いにキャッシュレス決済サービスを新たに導入するなど、よりスムーズな手続ができる環境整備を行っているところです。

本町が四季を通じて最も輝き、来町者が最大となるこの時期に合わせ、京丹波マルシェ2024を開催しました。昨年を上回る約7,500人の方に秋の京丹波の食を存分に味わっていただきました。

また、11月3日には、2,500人を超えるランナーを丹波自然運動公園にお迎えし、京都丹波ロードレースを開催しました。例年より高温の中ではありましたが、丹波高原の心地よい風を受け、沿道からの応援を感じていただきながら、町内を駆け抜けていただいたと

ころです。

両行事とも運営や支援をいただいた多くの関係者の皆様が、それぞれ入念に準備をいただき、大きな盛り上がりとなりましたこと、心から感謝を申し上げたいと存じます。

京丹波の栗の持つ価値を再定義し、付加価値を創出する。そして、京丹波町の新たな地域ブランドの旗印とすることで、生産者の拡充とさらなる関係人口の創出や、持続可能な仕組みづくりにつなぐ京丹波栗リファインプロジェクトに取り組んでいます。その一環として、11月16日に熊本県山鹿市で開催された全国モンブラン大会に私も出席し、全国の和栗生産地が集う中でプロモーションを展開したところであります。

また、京丹波栗をはじめとする高品質で歴史ある京丹波の農産物を使ったホテル・ザ・ミツイ京都でのアフタヌーンティーイベントやレストランひらまつ高台寺でのメディアイベントも、生産農家の出席を得ながら開催されるなど、京丹波から生まれたヒト、モノ、コトをブランディングし、域外へ発信していくフロム京丹波推進事業にも積極的に取り組んでいるところです。

さらに、そうして発信する本町の魅力ある情報を優先的に受信いただける方々をファンクラブとして組織し、末永く交流が持てる関係性を構築するため、クラブ京丹波と銘打った京丹波ファンクラブ事業も並行して実施しております。現時点で会員数は380名余りとなっており、さらなる会員獲得を目指して一定の関係人口に見える化していきたいと考えております。

食のまち・京丹波ならではの学校給食創造事業においては、毎年栄養教諭と協議を行い、本町の食材や風土などを取り入れ進めているところですが、今回、本町で操業されている石井食品京丹波工場と連携した学校給食イシイの日として、全校児童生徒を対象に給食提供を行いました。通常サイズの1.5倍のミートボールの提供をはじめ、今後は共同開発した鍋スープの素を使用し、町内産食材を活用したお鍋の提供など、引き続き学校給食の充実につながることを期待しているところです。

かねてより本町の歴史や文化財の価値を見詰め直し、文化だけでなく、地域の魅力発見につなぐため、戦国期の山城に着目して調査を進めてまいりました。このたび、専門家などで構成する山城選定委員会において、代表的な山城を選定し、京丹波八大山城として確定していくことといたしました。今年度に作成を進めている冊子とあわせて、本町のかつての繁栄や歴史的な意義の見える化を通して、地域を見直す契機となるものと考えております。

町内の理科や数学の中学校教員等で作られた京丹波理科だい好き倶楽部を中心に、京丹波わくわくサイエンスが約300人の来場者を得て盛大に開催されました。遊びや体験を通

して理科や数学の面白さを学べるイベントとして、本町と包括連携協定を締結しているアズビル山武財団と連携し、本年は京丹波町内外で事業を営む企業がブースを構えていただくなど、地域社会の発展及び人材育成にもつながったものと考えているところです。

去る１０月３１日に国道９号観音バイパス整備促進期成同盟会の設立総会を開催いたしました。本町が会長職を務め、南丹市と連携強化を図りながら、より具体的な取組を進めるよう、地元選出の国会議員や京都府など関係機関と一体となって整備促進を図ってまいりたいと考えております。

最後に、令和７年度の本町予算編成方針をこのほど策定いたしました。

さきに国が公表した経済報告における基調判断では、先行きについては、雇用・所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くと期待されるとしているものの、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされています。

こうした状況に対して、政府は、グリーン、デジタル、科学技術等の分野での官民連携による投資の拡大や、こども未来戦略等に基づく少子化対策・こども政策の抜本的強化等の取組を加速化し、日本経済を成長型の新たなステージへと移行していくとされています。

一方、地方財政については、地域経済の好循環や持続可能な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、一般財源の総額については、令和６年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされています。

しかしながら、本町の財政状況につきましては、近年、歳入の根幹をなす普通交付税が減少の一途をたどっており、長引く物価高の影響等により景気の先行きが不透明であることから、歳入環境を楽観視することができない状況が続いています。また、歳出面でも、物価高騰や賃上げ、国の制度変更、新たに生じた行政需要に対する国の財政措置が十分ではないことなど、厳しい財政環境が続くことが見込まれます。

このため、限られた財源の下、住民サービスの維持・向上を図るため、歳入に見合った歳出を念頭に、施策の推進と財政健全化の推進との両面をバランスよく図ってまいり所存でありますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

《日程第５、請願の委員会付託》

○議長（梅原好範君） 日程第５、請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、教育福祉常任委員会に

付託したので報告いたします。

《日程第 6、承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて 令和 6 年度京丹波町一般会計補正予算（第 3 号）》

○議長（梅原好範君） 日程第 6、承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて 令和 6 年度京丹波町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

承認第 6 号 専決処分の承認を求めることにつきましては、令和 6 年度一般会計補正予算（第 3 号）を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

10 月 27 日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る事務経費について、補正を行ったものであります。

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。

山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 承認第 6 号 令和 6 年度京丹波町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

令和 6 年度京丹波町一般会計補正予算（第 3 号）では、衆議院議員総選挙等に伴う執行経費を計上しております。令和 6 年 10 月 9 日に衆議院が解散し、10 月 15 日公示、10 月 27 日投開票となったところでございます。投票日までの期間が短く、即刻執行しなければならない経費であり、議会を招集する時間的余裕がないために、必要額について専決処分を行ったものでございます。

それでは、予算書によりまして説明をさせていただきます。

今回の一般会計補正予算（第 3 号）では、補正前の額 120 億 6,560 万 6,000 円に 1,660 万円を追加し、補正後の額を 120 億 8,220 万 6,000 円とさせていただくものでございます。

次に、事項別明細書 7 ページをご覧ください。

歳出でございます。2 款、総務費、4 項、選挙費の衆議院議員総選挙執行事業で 1,641 万 4,000 円としております。主な内容でございますが、まず、1 節、報酬といたしま

して、１８１万３，０００円、投票管理者、投票立会人等の報酬を計上しております。次に、３節、職員手当等、時間外勤務手当では、８２８万円を計上しております。７節、報償費につきましては、ポスター掲示場の謝礼。１０節、需用費の消耗品費につきましては、ポスター掲示場の看板代や事務用品。それから食糧費につきましては、投票所の弁当代、茶菓子代等でございます。また、印刷製本費につきましては、入場券や氏名掲示、啓発チラシ代などでございます。１１節、役務費につきましては、入場券等の郵送代等でございます。手数料は、期日前投票立会人の手数料や、新聞折込の手数料等でございます。また、１２節の委託料につきましては、ポスター掲示場の設置・撤去に係る委託料や計数機、分類機の点検・運用委託料などを計上しております。１３節の使用料及び賃借料につきましては、主に個人演説会場の使用料、それから投票所の借上料等を計上したものでございます。

また、会計年度任用職員人件費（パートタイム）に１８万６，０００円を計上しております。会計年度任用職員報酬、費用弁償に２人分の必要額を計上したところでございます。

次に、戻っていただきまして、事項別明細書５ページでございます。

歳入でございます。１７款、府支出金、３項、府委託金、１目、総務費府委託金で、衆議院議員総選挙委託金といたしまして１，６５０万円、最高裁国民審査委託金といたしまして１０万円の合計１，６６０万円を計上したところでございます。

以上、承認第６号の補足説明とさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○９番（山田 均君） １点お尋ねしておきたいと思います。

期日前投票が実施されておるわけでございますけれども、その費用というのはこの歳出の中ではどこに入るのかということと、期間中、期日前にそれぞれ職員含めて立会人にお世話になっているわけでございますけれども、シルバーに派遣を依頼しているという経過もあると思うんですけども、延べで何人の方が立会人としてお世話になったのか、状況をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 期日前の経費でございます。これにつきましては、いわゆる投票管理者の部分でありましたり、立会人の部分でございます。それから、会計年度任用職員の部分につきましては、これは期日前投票に係る事務をお世話になったというものでございま

す。

それから、２点目の期日前の立会人の人数でございますが、シルバーさんには、投票所３か所ございますが、３か所掛ける２人の１１日間分をお世話になっているということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○１番（山崎裕二君） 職員手当として、時間外勤務手当８２８万円計上があります。これも延べ何人の職員が勤務手当に該当したのか。

もう１点、投票立会人の報酬１１７万９，０００円ありますが、以前から投票立会人の負担の軽減といった話も出ておりますが、今回の衆議院議員選挙において、何かその点について工夫ができた点があったのか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 職員数でございますが、これにつきましては、期日までの準備等に係ります費用がございます。これについては、いわゆる総務課、それから和知支所、瑞穂支所の職員の人数それぞれお世話になっておりますが、何人ということはちょっと計算をしておりません。時間外の積算に当たりましては、当日、投票所に行く職員、それから開票に当たる職員それぞれ含めまして、この金額を計上させていただいたというものでございます。

それから、投票立会人の負担軽減ということでございます。これについては具体的な対応については今回できてないということでございますが、引き続き検討してまいりたいというものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山田君。

○９番（山田 均君） 私、引き続いてお尋ねしておきたいんですけども、今、立会人なり準備等ということでございましたけども、年々、期日前投票される率が増えてきておるわけでございます。近年の状況、この衆議院選挙もですけども、投票されたうちの何割ぐらいが京丹波では期日前に投票されたか、分かっておればその点もお尋ねしておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 今回の投票者数におきます期日前投票者数でございますが、３，５４７人ということになりまして、率で申し上げますと５０％でございます。

ちなみに、前回の衆議院選挙、令和3年にございましたけども、このときは41.14%でございますので、増加傾向にあるというものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

承認第6号を採決します。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて 令和6年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、承認第6号は、原案のとおり承認されました。

《日程第7、同意第2号 教育委員会教育長の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第7、同意第2号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定に準じ、教育長 松本和久君の退場を求めます。

（松本教育長 退場）

○議長（梅原好範君） 町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 続きまして、同意第2号 教育委員会教育長の任命につきましては、現在、ご活躍いただいております松本和久教育長の任期が今年11日に満了となります。

松本教育長におかれましては、令和3年12月から本町教育長として教育行政の推進にご尽力いただいております。その間、多様な子どもたち一人ひとりを大切にし、誰一人取り残すことなく、個性や能力を最大限伸ばす教育の実現のため、時代の変化に対応した探求的学

習の推進や学校不適応対策の充実、特色ある学校給食を通じた食育の推進、さらには全小中学校に学校運営協議会を設置され、地域とともに歩む学校づくりを推進されました。

また、教育や食、健康、福祉等の人材育成・人的交流を目指した十文字学園女子大学との相互友好協力協定の締結においては、同大学との友好関係の構築にお力添えをいただきました。

さらには、京都府立須知高等学校の活性化、企業との連携を生かした科学教育の推進など、積極的な取組を展開いただきました。

このほか、京丹波町民大学の開催をはじめ、全町版冊子の発行が予定されている山城の発掘、図書館の設置と独自のサービス充実など、様々な世代の方が本町の魅力や価値を再発見される機会を創出いただき、京丹波町のよさを生かした京丹波ならではの教育の推進にご尽力いただきました。その功績はすばらしく、人格、識見とも高く、広く社会の実情にも精通され、加えて温厚、誠実な人柄と何事にも積極的に取り組まれる姿勢は、多くの人々の信頼を得られており、今後におきましても、複雑、多岐にわたる教育課題に適切に対応いただけることから引き続き任命するものです。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時32分

再開 午前 9時32分

○議長（梅原好範君） 会議を再開いたします。

補足説明を担当課長から求めます。

田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） それでは、同意第2号 教育委員会教育長の任命につきまして、補足説明を申し上げます。

教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するとされております。

今回、松本和久氏の任期満了に伴いまして、引き続き松本氏を任命することにつきまして同意をお願いするものです。

なお、教育長の任期は3年となっております。

また、松本氏の略歴等につきましては、先ほどの提案説明及び別紙資料に記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第2号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第2号 教育委員会教育長の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第2号は、原案のとおり同意されました。

松本和久君の復席を求めます。

（松本教育長 復席）

《日程第8、同意第3号 教育委員会委員の任命について及び日程第9、同意第4号 教育委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第8、同意第3号 教育委員会委員の任命について及び日程第9、同意第4号 教育委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 続きまして、同意第3号 教育委員会委員の任命につきましては、現在、教育委員としてご活躍いただいております片山幸男委員の任期が今年11日に満了となります。片山委員には、令和2年12月から1期4年の間、教育委員会委員として誠心誠意ご尽力をいただいてまいりました。人格、識見とも高く、広く社会の実情にも精通され、温厚・誠実な人柄から信頼も厚く、教育課題に適切に対応いただけることから、引き続き任命するものです。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同意第4号 教育委員会委員の任命につきましては、現在、教育委員としてご活躍いただいております。谷 文絵委員の任期が今月11日に満了となります。谷委員には、令和2年12月から1期4年の間、教育委員会委員として誠心誠意ご尽力いただいてまいりました。ここに改めて敬意と感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、新たに任命する教育委員として、町内にお住まいの亀田奈津子氏を任命することについて同意をお願いしております。亀田氏は、京丹波町自主放送番組審議会委員や京丹波町における須知高校のあり方懇話会委員を歴任いただいております、まちづくりについても関心が高く、豊かな経験をお持ちで、教育委員としての職務を遂行していただけるものと存じております。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。

田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 続きまして、同意第3号並びに同意第4号 教育委員会委員の任命につきまして、補足説明を申し上げます。

教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づきまして、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するということになっております。

なお、任期につきましては4年で、定数は条例で5人となっております。

なお、同意第3号で引き続き任命させていただきます片山幸男氏、また、同意第4号で新たに任命させていただきます亀田奈津子氏の略歴等につきましては、先ほどの提案理由及び別紙資料のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより、同意第3号 教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 1点お尋ねをしておきたいと思うんですけども、資料をつけていただいているわけですが、略歴として、京丹波町民生児童委員なり教育委員会委員と

いうことで記載をしていただいておりますけども、どういう仕事をされておったかというのも、教育委員としての私どもが判断する1つの材料にもなるわけでございます。4年前の資料を見ておりますと、片山幸男氏については、平成24年4月から平成27年3月まで和知小学校の校長、そして平成27年4月から平成31年3月までは京丹波町教育委員会教育指導主事というような、いわゆるそれまでどういう仕事をされておったかというのも記載をされておったわけでございますけども、今回は省略されておるわけでございます。せめて4年前に記載があったようなことの内容ぐらいは記載をしていただきたいと思うんですけども、今回それを省略されたというのはどういうことからか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） これにつきましては、これまで様々な行政委員も上程をさせていただいてる中で、こういった記載の方法等については統一したほうがいいというご意見等もいただいてる中で、今回このように整理をさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） それぞれいろんな行政委員があるわけでございますけれども、教育委員というのは相当重いといいますか、我々としては非常に大事な立場というふうに思いますので、やはり現在どういう役職におられるかということと同時に、どういう仕事をされておったかということも当然私は記載をすべきだと思います。全て現職だけでいいということでは、私は判断する材料も提供すべきだと思いますので、改めて見解を伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 職歴等につきましては、民間等でお勤めだったというところもございます。そういったところで、情報としてはまたお知らせするという機会もございますので、今回、記載のほうについては記載をしないという方向で整理をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第3号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第3号 教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第3号は、原案のとおり同意されました。

次に、同意第4号 教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 先ほどの片山氏についてもお尋ねしたんですけども、片山氏は、たまたま4年前に職歴の記載があったということで分かったわけでございますけども、今回、亀田氏について、現在46歳ということでございますので、どこかにお勤めかと思うんですけども、会社員でお勤めなのか、特別なそういう仕事をされてるのかどうか、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 亀田氏につきましては、町内にお住まいということで、民間等の勤務経験はおありというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 現在は、どういうところに会社員としてお勤めということなのか。パートとしてどこかの会社に勤めておられるのか。それぐらいの最低限の現在の状況は、私はお尋ねしておきたい。当然、教育委員として、教育委員会の会議にも出席してもらわないといけないわけでございますので、そういうことも判断の1つにはなるわけでございますので、改めて現在の職業といいますか、会社員でお勤め、パートでお勤め、それぐらいは当然あっていいと思うので、改めてお尋ねします。

○議長（梅原好範君） 岡本教育次長。

○教育次長（岡本明美君） パート等の勤務形態までは把握はできておりませんが、民間の会社等へお勤めされているということは把握させていただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 教育委員会委員の要件として、保護者枠といったところがあると思うんですが、この亀田奈津子氏は保護者、いわゆる18歳未満の子どもを持たれている方に該

当するのか。そして、今回、片山幸男氏の教育委員会委員もありましたが、5名のうちの何人の方が保護者枠で該当しているのかといったところの答弁を求めます。

もう1点、先ほどもありましたが、非常勤の特別職の報酬として教育委員会委員は20万円となっておりますが、その役職の多様さ、重さといったところから考えて、引上げも考慮すべきではないかと考えておりますが、その点についての検討状況、考えをお聞きします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本教育次長。

○教育次長（岡本明美君） 今おっしゃっていただきましたように、亀田様につきましては保護者委員に該当されるお方でございます。

また、現在、就任いただいております委員と合わせまして、亀田様にご同意いただけたら、5名のうち3名の方が保護者委員ということでお世話になる予定でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 教育委員の報酬の引上げ等については、今のところ俎上には上がっていないものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第4号を採決します。

この表決は、起立により行います。

同意第4号 教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第4号は、原案のとおり同意されました。

《日程第10、同意第5号 公平委員会委員の選任について～日程第23、議案第71号 令和6年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） お諮りします。

ただいまから上程になります日程第１０、同意第５号 公平委員会委員の選任についてから、日程第２３、議案第７１号 令和６年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第２号）までの議案につきましては、本日は、提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

これより、日程第１０、同意第５号 公平委員会委員の選任についてから、日程第２３、議案第７１号 令和６年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第２号）までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 引き続き提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第５号 公平委員会委員の選任につきましては、田渕敬治委員の任期が本月２５日をもって満了となります。田渕委員には、令和２年１２月から１期４年の間、公平委員会委員として誠心誠意ご尽力をいただいてまいりました。ここに改めて敬意と感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、新たに選任する委員として、京都市にお住まいの前田修平氏を選任することについて同意をお願いしております。

前田氏は、現在、京都第一法律事務所に勤務され、弁護士としてご活躍されており、労働行政に関しても識見を有しておられることから、職務を遂行していただけるものと存じております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同意第６号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、野間雅彦委員の任期が本月２５日をもって満了となります。このため、引き続き選任することについて同意をお願いするものであります。

野間氏は、地元地域の実情に精通され、豊富な知識とご経験を基に職務を適切に務めていただいております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議案第６０号 京丹波町開発及び土砂の埋立て等に関する条例の制定につきましては、京丹波町内での開発行為及び土砂の埋立て行為に関し、開発行為等の適用する基準を統一して運用するため、現行条例を全部改正するものです。

議案第６１号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定につきまして

は、予約型乗合タクシーの導入に伴う町営バス事業の見直しのため、所要の改正を行うものです。

議案第62号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般行政職におけるラスパイレース指数等処遇改善のため、行政職給料表に7級制を導入することに伴い、改正を行うものです。

議案第63号 令和6年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補正前の額120億8,220万6,000円に2億6,120万円を追加し、補正後の額を123億4,340万6,000円とすることをお願いしております。

歳出の主な事業といたしまして、初めに総務費の一般管理費では、ふるさと応援寄附金事業に1億5,247万2,000円の計上をお願いしております。

財産管理費の庁舎管理事業では、町有施設設備等改修工事に1,028万5,000円を計上するとともに、振興基金の積立てに3,047万6,000円の計上をお願いしております。

企画費の京丹波栗リファイン事業では、140万円の計上をお願いしております。京丹波栗新商品開発支援補助金の増額を行うものであります。

また、人件費につきましては、年度末に向けた精査を実施し、各費目ごとに計上しております。

民生費では、重度心身障害老人健康管理事業、心身障害者医療事業及び障害者自立支援事業におきまして、給付費等の増加によりそれぞれ必要額の計上をお願いしております。

衛生費では、環境保全対策事業に8万8,000円の計上をお願いしております。水質検査委託料の増額を行うものであります。

消防費では、京都中部広域消防組合の負担金額の確定に伴い、723万8,000円の追加補正を行うものであります。

教育費では、小学校一般管理事業に627万9,000円の計上をお願いしております。丹波ひかり小学校の図書室エアコン修繕工事等に伴うものです。

次に、歳入でございますが、国庫支出金では、総額1万5,000円を減額計上しております。

民生費国庫負担金では、自立支援給付費国庫負担金に590万5,000円を、総務費国庫補助金では、デジタル田園都市国家構想推進交付金に430万4,000円を計上するとともに、デジタル基盤改革支援補助金に1,275万8,000円を減額計上しております。

府支出金では、総額1,418万6,000円を計上しております。

民生費府負担金では、自立支援給付費府負担金に２９５万２，０００円を、民生費府補助金では、障害者総合支援事業費補助金に６８５万６，０００円を計上しております。

財産収入では、ゴルフ場用地貸付収入に４７万６，０００円を計上しております。

寄附金では、一般寄附金に３，０４７万５，０００円を、ふるさと応援寄附金に１億円を計上しております。

町債では、総額１９０万円を減額計上しております。

総務債では、本庁舎施設改修に係る財源といたしまして５３０万円を計上しております。

教育債では、中学校体育館空調整備の事業精査や小学校施設改修の実施等により７２０万円を減額するものであります。

最後に、今回の歳出補正額に対して必要な財源を確保するため、財政調整基金から１億１，７５８万３，０００円を繰り入れて財源調整を図ることといたしております。

以上、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

議案第６４号 令和６年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）では、補正前の額１８億４，２００万円に１８２万４，０００円を追加し、補正後の額を１８億４，３８２万４，０００円とすることをお願いしております。

国保運営事務の精査等により増額を行うものであります。

議案第６５号 令和６年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）では、事業勘定において、補正前の額２１億５，６０６万３，０００円に６，０５７万２，０００円を追加し、補正後の額を２２億１，６６３万５，０００円とすることをお願いしております。

介護給付費等の精査等により増額を行うものであります。

また、老人保健施設サービス勘定においては、補正前の額１億６，２１４万３，０００円から１７４万３，０００円を減額し、補正後の額を１億６，０４０万円とすることをお願いしております。

人件費及び一般管理事業の必要額を精査し、減額を行うものであります。

議案第６６号 令和６年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第１号）では、補正前の額６５５万６，０００円から９，０００円を減額し、補正後の額を６５４万７，０００円とすることをお願いしております。

育英給付金の確定により減額を行うものであります。

議案第６７号 令和６年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第１号）では、補正前の額１億７，３９２万８，０００円に３０２万６，０００円を追加し、補正後の額を１億７，６９５万４，０００円とすることをお願いしております。

修繕料等の精査により増額を行うものであります。

議案第68号 令和6年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額1,352万5,000円に105万8,000円を追加し、補正後の額を1,458万3,000円とすることをお願いしております。

桧山地域振興対策補助金等の増額を行うものであります。

議案第69号 令和6年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）では、収益的収入及び支出においては、補正前の額10億6,595万9,000円から2,586万4,000円を減額し、補正後の額を10億4,009万5,000円とすることをお願いしております。

人件費等の精査によるものであります。

議案第70号 令和6年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）では、収益的収入において、補正前の額11億837万3,000円から214万8,000円を減額し、補正後の額を11億622万5,000円とし、また、収益的支出については、補正前の額10億8,535万6,000円に1,109万円を追加し、補正後の額を10億9,644万6,000円とすることをお願いしております。

維持補修工事等の増額を行うものであります。

資本的収入においては、補正前の額5億9,439万3,000円から1,677万5,000円を減額し、補正後の額を5億7,761万8,000円とし、また、資本的支出については、補正前の額10億4,563万6,000円から2,511万2,000円を減額し、補正後の額を10億2,052万4,000円とすることをお願いしております。

生活基盤施設等耐震化工事の減額等を行うものであります。

議案第71号 令和6年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第2号）では、収益的収入においては、補正前の額8億5,102万6,000円に1,002万1,000円を追加し、補正後の額を8億6,104万7,000円とし、また、収益的支出については、補正前の額9億1,971万1,000円に1,002万1,000円を追加し、補正後の額を9億2,973万2,000円とすることをお願いしております。

消費税及び地方消費税の支払いに伴う特別損失の増額等を行うものであります。

資本的収入においては、補正前の額4億7,898万7,000円に129万7,000円を追加し、補正後の額を4億8,028万4,000円とし、また、資本的支出については、補正前の額6億1,747万3,000円に129万7,000円を追加し、補正後の額を6億1,877万円とすることをお願いしております。

人件費の精査によるものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 説明の途中ですが、これより暫時休憩に入ります。再開は１０時１５分といたします。

休憩 午前１０時００分

再開 午前１０時１５分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

補足説明を担当課長から求めます。説明は、日程順にお願いいたします。

田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） それでは、同意第５号 公平委員会委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、公平委員会委員につきましては、地方公務員法第９条の２の規定によりまして、３人の委員で組織することとなっており、委員の選任につきましては、同条第２項の規定によりまして、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任することとなっております。

主な職務といたしまして、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し、必要な措置を取っていただくこと。また、職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する採決、または決定をいただくことといったことが主な職務となっております。任期は４年でございます。

なお、従前の選任では、旧町単位でお世話になってきておりましたけども、公務職場におきましても、専門的な見地からの審査も想定され、京都府下の状況も参考にして京都弁護士会を通じて選出いただいたところでございます。

新たにお世話になります前田修平氏の略歴等につきましては、別紙資料をご確認ください。

続きまして、同意第６号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の設置につきましては、地方税法第４２３条第１項並びに京丹波町税条例第７７条の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に固定資産評価審査委員会を設置することとなっており、地方税法第４２３条第３項により、当該委員を選任することについて議会の同意をお願いするものであ

ります。委員の任期は3年で、現在、旧町単位に1名ずつ3名の委員にお世話になっております。

なお、引き続きお世話になります野間雅彦氏の略歴等につきましては、別添資料をご確認ください。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） それでは、議案第60号 京丹波町開発及び土砂の埋立て等に関する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

京丹波町内での開発行為及び土砂の埋立て行為に関し、適用する条例及び要綱が事業地により異なり、対象となる行為や基準について差が生じております。これらを全町で統一するため、また、宅地造成及び特定盛土等規制法が令和5年5月26日に施行され、京都府内での同法による区域の指定が令和7年5月1日とされていることから、宅地造成及び特定盛土等規制法、以降は盛土規制法と言いますが、その運用とあわせ、今回、京丹波町の環境保全等に関する条例を全部改正し、開発及び土砂の埋立て等に関する条例を整備するものであります。

それでは、条項に沿いながら説明いたします。

表紙を1枚めくっていただきまして、第1条は、制定の目的です。この条例は、民間の資力を活用したまちづくりの推進を図る一方で、京丹波町内における無秩序な開発行為、建築行為及び土砂の埋立てを防止し、京丹波町民の安全で快適な生活環境を保全し、秩序ある住みよいまちづくりの推進を図り、当該区域やその周辺地域における災害の発生を未然に防止するとともに、本町における良好な都市環境の形成に寄与するところを目的としています。

第2条は、用語の定義です。各号に規定する定義につきましては、それぞれ法律で規定する用語の定義によるものとしています。

1枚めくっていただきまして、第3条は、条例の適用範囲となります。この条例は、町内全域において面積が500平方メートル以上の開発行為等及び計画戸数が3戸以上の建築行為について適用します。開発行為等には、開発行為、建築行為及び土砂等による土砂の埋立て行為が含まれています。

第4条は、この条例を適用しない事業について定めています。

第5条、第6条は、開発行為に関する手続、計画内容の変更において協議し、同意を得なければならない旨などを規定しています。

1枚めくっていただきまして、第7条は、開発行為に伴い必要となる公共施設について、開発行為者の負担により整備しなければならないと規定しています。

第8条は、工事完了及び公共施設及び公益施設の検査について規定しております。

第9条は、第1項では、第7条の規定により整備した公共施設及び公共施設の帰属について規定しております。

1枚めくっていただきまして、第2項は、移管手続が完了するまでの維持管理責任について。第3項は、町長が認めるものについては、指定した期間、事業者による維持管理工事を行わせること。第4項は、2年間の瑕疵に関する期間。第5項は、維持管理責任の所在についてそれぞれ規定しています。

第10条は、土地利用計画について、京丹波町の各種計画に基づく施設計画となるよう定めています。

第11条は、地域住民及び関係機関との調整について規定しております。開発行為の施行に関し、あらかじめ地元住民との協議調整を図り、理解を得るとともに、紛争等が生じないようにし、同意書等により町長へ報告しなければならないと規定しています。

第12条から第31条につきましては、主に開発指導要綱で規定していた条項を整理しております。

続きまして、第32条では、立入検査についてそれぞれ規定しています。

第33条から第35条までは、行政処分等について規定しております。

飛びまして、第40条から第43条までについては、罰則等について規定しています。

最後に、附則です。

第1項ですが、この条例の施行は、盛土規制法の区域指定日と合わせて施行するため、規則に委任することとしています。事前の情報では、令和7年5月1日の指定と聞いておりますが、正式に決まった時点で施行日と定めることとします。

今後のスケジュールとしまして、本条例を議決いただきましたら、年内に施行規則とともに公布し、周知期間を設けたいと考えています。施行日以降は、従前の条例及び要綱から本条例に引き継ぐこととなります。

第2項は、経過措置の規定です。

以上、簡単ではございますが、議案第60号 京丹波町開発及び土砂の埋立て等に関する条例の制定についての補足説明とします。ご審議賜りまして、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 議案第61号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今年度から事業者の協力を得て実施しています、予約型乗合タクシーの実証運行から、本格運用を行うに当たりまして、町営バス路線の一部を見直すものでございます。

それでは、議案書の新旧対照表をご覧ください。

右側の第2条、表中、路線名の下から2番目、道の駅和線を廃止するものでございます。理由としましては、予約型乗合タクシーの利用実績から一定の代替が図られていることや、道の駅「和」が送迎サービスを行っている状況から見直しの対象としたところです。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 次に、議案第62号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

本町における一般行政職の給料月額を国家公務員と比較する、いわゆるラスパイレス指数の改善として、行政職給料表を6級制から7級制に改定することに合わせて、同じく、給与条例別表第1に規定する行政職給料表級別職務分類表について整理を行うものです。

改正概要といたしまして、本町のラスパイレス指数改善における課題であります、同一級における職務分類の併給、具体には3級における主査級と係長級の混在、また、国と比較して5級以上の昇給を改善する必要があるため、改正を行うものです。

議案書を5枚めくっていただきまして、新旧対照表1ページをご確認ください。

まず、第1条関係、職員の給与に関する条例、第2条につきましては、今回の改正に合わせて規定を正しく表記する改正であり、第3条では、行政職給料表を6級から7級に改めるものです。これによりまして、第15条の4第5項における期末手当加算の対象を3級から4級に改めるものです。

続いて、2ページでは、行政職給料表級別職務分類表のうち、係長級を3級から4級に改め、課長補佐級を5級、課長部長級を6級及び7級とすることに合わせて、現行の職務を整理しております。

また、3ページから6ページにかけては、給料表に7級を追加しております。

次に、7ページ、第2条関係でございます。

職員の管理職手当に関する条例では、第3条に規定する管理職のうち、こども園副園長を

削除するとともに、課長補佐級を加えるため、職務分類表に規定する職務を追加、整理を行っております。

なお、施行期日につきましては、令和7年4月1日としております。

以上、簡単ですが、議案第62号の補足説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 議案第63号 令和6年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明を申し上げます。

それでは、ページをめくっていただきまして、初めに5ページの第2表の債務負担行為補正をお願いいたします。

地上権設定に係る賃借料におきまして、現行の債務負担行為設定の補正をお願いするものであり、令和7年度以降に必要な限度額の整理を行い、限度額を2億1,040万4,000円に改める変更をお願いするものであります。

次に、6ページ、第3表の地方債補正をお願いいたします。

合併特例事業債につきましては480万円を増額し、補正後の限度額を4億710万円とすることをお願いしております。

総務債では、本庁舎の自動音声案内システム構築に伴い、530万円の計上をお願いしております。

教育債では、放課後児童クラブ施設改修工事の事業精査に伴い、590万円の減額を行うとともに、丹波ひかり小学校の図書室エアコン修繕工事に伴い、540万円の増額を行うものであります。

次に、過疎対策事業債につきましては40万円を減額し、補正後の限度額を3億6,190万円とすることをお願いしております。小学校体育館照明設備工事監理業務の不要に伴い減額を行うものであります。

次に、緊急防災・減災事業債につきましては630万円を減額し、補正後の限度額を8,640万円とすることをお願いしております。中学校体育館空調設備の事業精査に伴い減額を行うものであります。

地方債合計では、補正後の限度額を8億8,350万円といたしております。うち、交付税の算入は約69%の6億1,300万円余り算入される見込みであります。

次に、補正予算の主な項目について説明をさせていただきます。

事項別明細書の11ページをご覧ください。

まず、歳出からでございますが、全般として、各費目を通じまして事業精査に基づく決算

見込みを立て、必要な補正をお願いするものであります。あわせまして、人件費関係全般につきましても、年度末に向けた一定の精査を行っております。

初めに、2款、総務費、1項、総務管理費、一目、一般管理費のふるさと応援寄附金事業に1億5,247万2,000円を計上しております。ふるさと応援寄附金の収入実績に基づき、さらなる寄附金の増加を見込むことにあわせまして、増加に伴うふるさと産品の経費や基金への積立てなど、収入に応じて必要となります各種経費について増額をお願いするものであります。

5目、財産管理費の庁舎管理事業では1,028万5,000円の計上をお願いしております。役場の代表電話につきまして、自動音声案内システムを構築し、音声ガイダンスを流すことにより、希望する担当課へ直接電話できる仕組みを構築するとともに、全通話録音機能を構築し、行政サービスの向上と職員の負担軽減を図るものであり、14節、工事請負費の町有施設設備等改修工事に1,028万5,000円を計上しております。

同じく、財産管理費の地上権設定に係る賃借料に47万6,000円の計上をお願いしております。グランパール京都ゴルフ倶楽部に係るゴルフ場用地賃借料につきまして、現状、山林は45%減、その他地目は1%減の賃借料となっておりますが、今回、1%アップでの協議がまとまりましたので、13節、使用料及び賃借料の地上権設定賃借料に47万6,000円を計上するとともに、令和7年度以降に必要な金額につきまして、債務負担行為補正において増額計上をしております。

また、振興基金積立事業に3,047万6,000円の計上をお願いしております。今回、歳入で補正計上しております寄附金につきまして、一旦振興基金に積立てを実施させていただきまして、令和7年度事業に有効活用させていただきたいというふうに考えております。

6目、企画費では、京丹波栗リファイン事業に140万円の計上をお願いしております。京丹波栗を活用した新商品、新サービスの開発や販路拡大に係る補助金の増額を行うものであり、18節、負担金、補助及び交付金の京丹波栗新商品開発支援補助金に140万円を計上しております。

次に、13ページから14ページまでの11目、地域振興事業費では、地域おこし協力隊設置事業に100万円の計上をお願いしております。任期満了となる地域おこし協力隊が町内で起業することに必要な経費について補助を行うものであり、18節、負担金、補助及び交付金の地域おこし協力隊起業補助金100万円を計上しております。

次に、15ページから16ページまでの3款、民生費、1項、社会福祉費、3目、障害者福祉費の重度心身障害老人健康管理事業では、312万4,000円の計上をお願いしてお

ります。給付費の増加によるものであります。また、心身障害者医療事業におきましても、給付費の増加が見込まれることから４３０万２，０００円の計上をお願いしております。障害者自立支援事業におきましても３，４２８万円を計上しております。給付費等の増加により追加補正をお願いするものであります。

次に、１７ページから１８ページまでの４款、衛生費、１項、保健衛生費、４目、環境衛生費の環境保全対策事業に８万８，０００円の計上をお願いしております。猪鼻川に係る臨時の水質検査分として、１２節、委託料の水質検査委託料に８万８，０００円の計上をお願いしております。

次に、１９ページから２０ページまでの６款、農林水産業費、２項、林業費、２目、林業振興費の丹波くり振興事業では、２４節、積立金、振興基金積立金を１４０万円減額計上しております。総務費の京丹波栗リファイン事業の京丹波栗新商品開発支援補助金に１４０万円増額しております。その財源調整を図るものであります。

次に、２１ページから２２ページの９款、１項、消防費、１目、常備消防費の京都中部広域消防組合負担金では、毎年当初予算におきまして、前年度実績に基づき予算計上させていただいているものでございますが、今回、交付税の確定に伴い負担金が確定したことから、７２３万８，０００円の計上をお願いするものであります。

次に、１０款、教育費、２項、小学校費、１目、学校管理費の小学校一般管理事業に６２７万９，０００円の計上をお願いしております。丹波ひかり小学校の図書室エアコン修繕工事に伴う経費として、１４節、工事請負費の小学校設備改修工事に５５４万５，０００円を計上しております。

また、１２節、委託料の測量設計監理業務等委託料につきましては、小学校体育館照明設備工事監理業務の不要に伴い、４３万５，０００円の減額を行っております。

次に、２３ページから２４ページまでの下段、６項、１目、学校給食費の学校給食事業に２７１万８，０００円の計上をお願いしております。特に、米価価格の高騰などにより、１０節、需用費の賄材料費に２０２万３，０００円を計上するなど、必要な経費への予算計上を行っております。

以上が歳出でございます。

戻っていただきまして、事項別明細書の５ページ以降をお願いいたします。

次に、歳入でございます。

初めに、１６款、国庫支出金、１項、国庫負担金、１目、民生費国庫負担金、１節、社会福祉費負担金では、自立支援給付費国庫負担金に５９０万５，０００円を計上しております。

障害者自立支援事業の財源として計上するものであります。

2 項、国庫補助金、1 目、総務費国庫補助金では、デジタル田園都市国家構想推進交付金に 4 3 0 万 4, 0 0 0 円を計上しております。庁舎管理事業の電話自動応答システム及び録音装置の財源として 5 1 4 万 2, 0 0 0 円を計上するとともに、窓口 D X 化の各種取組に要する経費の精査に伴い、8 8 万 3, 0 0 0 円を減額しております。

また、デジタル基盤改革支援補助金につきましては、1, 2 7 5 万 8, 0 0 0 円を減額計上しております。自治体情報システム標準化に係る改修負担金等の事業精算に伴う減額であります。

次に、1 7 款、府支出金、1 項、府負担金、1 目、民生費府負担金、1 節、社会福祉費負担金では、自立支援給付費府負担金に 2 9 5 万 2, 0 0 0 円を計上しております。障害者自立支援事業の財源として計上するものであります。

2 項、府補助金、2 目、民生費府補助金では、重度心身障害老人健康管理事業補助金に 1 7 1 万円を計上しております。重度心身障害老人健康管理事業の財源として計上するものであります。

また、7 ページから 8 ページまでの障害者総合支援事業費補助金に 6 8 5 万 6, 0 0 0 円を計上しております。障害者自立支援事業の財源として計上するものであります。

次に、1 8 款、財産収入、1 項、財産運用収入、1 目、財産貸付収入では、ゴルフ場用地貸付収入として 4 7 万 6, 0 0 0 円の計上をしております。

次に、1 9 款、1 項、1 目、寄附金の一般寄附金につきましては、遺贈の申出に係る寄附金として 3, 0 4 7 万 5, 0 0 0 円を計上しております。また、ふるさと応援寄附金につきまして、現在の収納状況から本年度の寄附金額の推計を行い、1 億円の増額計上をするものであります。

次に、9 ページから 1 0 ページまでの 2 3 款、1 項、町債につきましては、総額で 1 9 0 万円の減額計上をするものであります。冒頭、第 3 表の地方債補正で説明させていただいた内容に基づき、必要な補正をお願いするものであります。

戻りまして、7 ページから 8 ページまでの下段、2 0 款、繰入金、2 項、基金繰入金、1 目、財政調整基金繰入金でございます。今回、1 億 1, 7 5 8 万 3, 0 0 0 円を計上いたしております。事業費に不足します部分につきまして、本財政調整基金からの繰入れを見込んでいただいております。

また、その他各種の特定財源につきましても、それぞれ精査を行い必要な補正をお願いしております。

以上、議案第63号 一般会計補正予算（第4号）の補足説明といたします。ご審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） それでは、議案第64号 令和6年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

まず、歳入から説明させていただきます。

事項別明細書5ページをお願いいたします。

5款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金では、システム改修負担金等に係るもので30万2,000円の増。2項、基金繰入金、1目、国民健康保険財政調整基金繰入金は、前年度繰越金の確定などにより374万1,000円を減額し、補正後の額を6,808万3,000円としております。

8款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、社会保障・税番号制度システム整備費補助金では、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報等事業に係るもので、112万2,000円を計上しております。

次に、7ページからの歳出の説明をさせていただきます。

1款、総務費では、郵送料の値上げ及びシステム改修負担金の確定などにより、142万4,000円の増額としております。

7款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、5目、保険給付費等交付金償還金は、前年度の保健事業に係る府補助金の精算により、過大交付分の返還金として40万円を計上しております。

以上、誠に簡単でございますが、議案第64号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 議案第65号 令和6年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の事業勘定分につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、歳出から説明させていただきます。

事項別明細書の7ページから8ページの歳出をお願いいたします。

1款、総務費では、令和6年度介護保険制度改正対応に係るシステム改修負担金、行政情報ネットワークシステム更新に係る介護認定ソフト等再インストール委託料として13万円を増額させていただくものです。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費では、1目、居宅介護サービス給付費で5,

757万9,000円の増額。3目、施設介護サービス給付費で1,742万3,000円の増額。4目、居宅介護福祉用具購入費で15万6,000円の増額。6目、居宅介護サービス計画給付費で418万4,000円を増額計上しております。

なお、2目、地域密着型介護サービス給付費では、町内の通所介護事業所で地域密着型サービスへの移行を検討されていた事業所がありましたが、現時点で移行の見込みがないことなどを理由に2,000万3,000円の減額。これは、1目、居宅介護サービス給付費の増額の一因ともなっております。全てこれまでの給付実績等から推計し、給付見込額を増減しております。また、5目、居宅介護住宅改修費において財源振替を計上しております。

同じく、2款、保険給付費、2項、介護予防サービス等諸費では、1目、介護予防サービス給付費と、2目、地域密着型介護予防サービス給付費において財源振替を計上しております。

事項別明細書9ページから10ページをご覧ください。

3目、介護予防福祉用具購入費で7万1,000円、4目、介護予防住宅改修費で80万4,000円、5目、介護予防サービス計画給付費で22万8,000円を増額しております。介護予防サービス等諸費におきましても、これまでの給付実績等から推計し、給付見込額の増額を見込んでおります。

また、3項、その他諸費から、6項、高額医療合算介護サービス等費までの各目において、財源振替を計上しております。

続きまして、ページを戻っていただきまして、5ページから6ページの歳入をお願いいたします。

歳入では、保険給付費の増額に関し、3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2項、国庫補助金のうち、1目、調整交付金、4款、支払基金交付金、5款、府支出金において、特定財源の増額を計上しております。

前後いたしますが、3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、5目、介護保険事業費補助金では、システム改修負担金に対する補助金として4万3,000円を計上しております。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金では、保険給付費の増額に伴い755万5,000円の増額。

3目、低所得者保険料軽減繰入金では、介護保険料の軽減対象となる第1号被保険者数が当初見込みよりも増加したことに伴い、42万2,000円の増額。

4目、その他一般会計繰入金では、システム改修負担金等の増額に伴い、8万7,000円をそれぞれ計上しております。

2 項、基金繰入金では、保険給付費の増額に伴い 1, 1 1 8 万 9, 0 0 0 円を増額し、収支の均衡を図ることとしております。

なお、補正後の予算ベースで令和 6 年度末の基金残高は 2 億 6, 2 1 9 万 7, 0 0 0 円と見込んでおります。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 中野医療政策課長。

○医療政策課長（中野竜二君） 続きまして、老人保健施設サービス勘定の補足説明を申し上げます。

最初に、事項別明細書の 7 ページ、8 ページ、歳出の主なものについてご説明させていただきます。

1 款、総務費、1 目、一般管理費、一般管理事業では、突発修繕に対応する修繕料 8 0 万 6, 0 0 0 円の増額。人件費では 3 7 万 3, 0 0 0 円の減額。フルタイムの会計年度任用職員人件費では 2 0 0 万 4, 0 0 0 円の減額。パートタイムでは 1 8 万 4, 0 0 0 円の減額で、いずれも人件費の精査によるものでございます。

2 款、介護サービス事業費、介護療養型老人保健施設運営事業では、医薬材料費の 1 0 万円減額と入所者診療負担金 1 0 万円の増額を見込み、事業予算内で組替えを行うものでございます。

続きまして、5 ページ、6 ページにお戻りいただき、歳入の主なものについてご説明させていただきます。

3 款、府支出金、1 項、府補助金、1 目、介護職員処遇改善支援補助金では、補助金額の確定により 6 万 3, 0 0 0 円を増額するものです。

4 款、繰入金、1 項、他会計繰入金、1 目、一般会計繰入金では、収支の均衡を図るため 1 8 8 万 6, 0 0 0 円を減額するものです。

5 款、繰越金では、前年度繰越金の確定によりまして、8 万円を増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 宇野学校教育課長。

○学校教育課長（宇野浩史君） 議案第 6 6 号 令和 6 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、補足説明を申し上げます。

まずは、京丹波町育英資金給付事業の令和 6 年度の実績についてであります。申請者は 4

3名であり、全ての申請者に給付の決定を行いました。内訳は、大学生19名、専門学校生7名、高等専門学校生1名、高校生16名、高校生は、1年生が1名であり、2年生、3年生が15名であります。43名に対し588万円を一括給付させていただいたものであります。

それでは、歳入についてご説明させていただきます。

事項別明細書6ページをご覧ください。

寄附金につきまして、収入が見込めないため9,000円減額させていただいております。

次に、歳出についてご説明させていただきます。

最後のページ、事項別明細書8ページをご覧ください。

まずは、育英給付金を66万円の減額としております。先ほどご説明いたしました実績に基づき不用額を減額するものであります。

また、今回の補正に伴い、育英基金繰出金を65万1,000円増額し、収支の均衡を図ることといたします。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 議案第67号 令和6年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、補正予算の内容につきまして、歳出から説明いたします。

事項別明細書、7、8ページをお願いいたします。

1款、1項、事業費、1目、運行事業費の運行一般事業では、10節、需用費につきましては、今年度、高額修繕による支出を実施しており、今後を見据え修繕料300万円の増額を行うものです。

続いて、2款、1項、公債費、2目、利子では、長期債償還事業で、22節、償還金、利子及び割引料の長期債償還利子につきまして、借入利率の変動によりまして2万6,000円を増額するものでございます。

続いて、ページを戻っていただきまして、5、6ページの歳入をお願いします。

初めに、5款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度の繰越金の確定によりまして50万3,000円を増額いたします。

また、今回の補正に伴います歳出額の増加により、財源の不足が生じますことから、4款、1項、繰入金、1目、他会計繰入金、1節、一般会計繰入金に252万3,000円の増額

をお願いするものです。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 豊嶋瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（豊嶋浩史君） それでは、桧山財産区特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

議案第68号 令和6年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）は、補正前の額1,352万5,000円に105万8,000円を追加し、補正後の額を1,458万3,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書5ページ及び6ページをご覧ください。

歳入でございます。

2款、繰入金、1項、1目、基金繰入金、1節、財政管理調整基金繰入金は、前年度繰越金の確定、立木補償費、府補助金の増に伴い、172万5,000円を減額するものでございます。

3款、1項、1目、繰越金、1節、前年度繰越金は、前年度分の繰越金が確定したことに伴い、193万1,000円を増額するものです。

4款、諸収入、2項、1目、1節、雑入は、関西電力送電線に係る近接樹木伐採補償費53万5,000円を増額するものです。

5款、府支出金、1項、府補助金、1目、総務費府補助金、1節、総務費補助金は、豊かな森を育てる府民税活用補助金31万7,000円を増額するものでございます。

次に、7ページ、8ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、7節、報償費では、運営委員等報償において、下半期支払い分について出役回数が増えたことによりまして4万円を増額しております。

3目、諸費、18節、負担金、補助及び交付金では、各区からの申請案件が増加する見込みとなったため、桧山地域振興対策補助金101万8,000円を増額するものでございます。

以上、桧山財産区特別会計補正予算の補足説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 中野医療政策課長。

○医療政策課長（中野竜二君） 議案第69号 令和6年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

まず、収益的支出の主なものをご説明いたします。

明細書3ページ、4ページ、1款、京丹波町病院事業費用をご覧ください。

1項、医業費用、1目、給与費では、当初予算時の見込みから、内科医師1名減のほか人件費の精査により1,810万4,000円を減額。2項、医業外費用、4目、消費税及び地方消費税では、消費税額の確定により110万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、2款、和知診療所事業費用でございます。

1項、医業費用、1目、給与費では、当初予算時の見込みから、事務職員1名の減員及び人件費の精査により908万7,000円を減額するものです。

続きまして、明細書5ページ、6ページ、3款、和知歯科診療所事業費用をご覧ください。

1項、医業費用、1目、給与費では、歯科衛生士1名の増員及び人件費の精査により263万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、収益的収入の主なものをご説明いたします。

明細書1ページ、2ページにお戻りいただき、1款、京丹波町病院事業収益をご覧ください。

1項、医業収益では、外来患者数の減少や外来単価の減少を見込み、外来収益988万6,000円の減額。2項、医業外収益では、収支の均衡を図るため一般会計繰入金を931万円減額するものでございます。

続いて、2款、和知診療所事業収益、1項、医業収益では、外来患者数の減少や外来単価の減少を見込み、外来収益464万3,000円の減額。2項、医業外収益では、収支の均衡を図るため一般会計繰入金を452万5,000円減額するものでございます。

続きまして、3款、和知歯科診療所事業収益、2項、医業外収益では、収支の均衡を図るため一般会計繰入金を250万円増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 村田上下水道課長。

○上下水道課長（村田弘之君） それでは、議案第70号 令和6年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

12ページ、13ページの予算明細書をご覧ください。

まずは、収益的勘定の収益的収入及び支出につきまして、ご説明申し上げます。

最初に、上段、収益的収入につきまして、1 款、水道事業収益、2 項、営業外収益では 2 1 4 万 8, 0 0 0 円の減額をお願いしております。内訳といたしまして、2 目、他会計補助金における高料金対策に要する経費について、国から示される資本費基準額が上昇し、本町資本費との差額が減少したことによる 2 5 1 万 1, 0 0 0 円の減額、及び児童手当に要する経費として職員の人事異動に係る分として 1 2 万円の増額となっており、補助金合計で 2 3 9 万 1, 0 0 0 円の減額となっております。

3 目、長期前受金戻入として、令和 5 年度に取得いたしました固定資産を決算に基づき台帳に登録し、その確定値を算出、分担金分で 4 5 万 6, 0 0 0 円の増額、府補助金分で 2 1 万 3, 0 0 0 円の減額、合計で 2 4 万 3, 0 0 0 円の増額となっております。

次に、収益的支出をご覧ください。

1 款、水道事業費用、1 項、営業費用では 1, 1 0 9 万円の増額をお願いしております。内訳としまして、2 目、配水及び給水費において、主に水道管の補修材料につきまして物価高による資材費単価の上昇と、既に布設してあります大口径の主要管理部材を修繕のために事前に確保するために 5 0 0 万円の増額。維持補修工事に関しましても、資材費単価の上昇に加え、本年度の漏水箇所の傾向として多くの資材を要する複雑な部位が多いことから 1, 0 0 0 万円の増額と、合計で 1, 5 0 0 万円の増額とさせていただきます。

4 目、総係費については、人事異動による職員配置の変更による人件費の補正として 2 1 万 4, 0 0 0 円の増額をしております。

5 目、減価償却費では、令和 5 年度に取得した固定資産を決算に基づき台帳に登録し、確定値を算出した結果、有形固定資産減価償却費を 4 0 9 万 4, 0 0 0 円の減額、無形固定資産減価償却費を 3 万円の減額、合計で 4 1 2 万 4, 0 0 0 円の減額としております。

次に、1 4 ページ、1 5 ページをご覧ください。

資本的勘定の資本的収入及び資本的支出についてご説明させていただきます。

まず、下段の資本的支出をご覧ください。

1 款、資本的支出、1 項、建設改良費、1 目、施設整備費につきまして 2, 5 1 1 万 2, 0 0 0 円の減額とさせていただきます。内訳といたしましては、人件費に関しまして、人事異動により資本勘定で支弁している職員配置の変更による人件費の補正として、一般職員の手当 1 0 万円、法定福利費 8 万 8, 0 0 0 円それぞれ増額しております。工事請負費については 2, 5 3 0 万円の減額としております。当初計画していた水道管布設工事等に関しまして、関係する機関との調整の結果、今年度は未実施となった工事についての減額となっております。

こちらの財源につきましては、上段の資本的収入のほうをご覧ください。

1 款、資本的収入全体では 1, 6 7 7 万 5, 0 0 0 円の減額をお願いしております。内訳といたしましては、まず、1 項、企業債、1 目、企業債においての減額です。生活基盤施設耐震化等工事に関する財源として、府補助金の内示額に合わせて精査したことから、不足となる部分に充当するための企業債を 6 5 0 万円増額することと、先ほど説明いたしました今年度未実施となった工事の財源分 1, 9 8 0 万円を減額することとして、企業債全体で 1, 3 3 0 万円の減額としております。

次に、3 項、補助金です。1 目、府補助金では、こちらも先ほど説明させていただきましたが、今年度の内示額に基づいて精査し、6 4 8 万 8, 0 0 0 円の減額としております。

2 目、他会計補助金では、児童手当に要する経費として、人事異動に伴う精査として 1 0 万円の増額としており、3 項、補助金全体で 6 3 8 万 8, 0 0 0 円の減額となっております。

7 項、その他資本的収入、1 目、その他資本的収入では、町道の改良工事や治水対策工事に伴う水道管移設工事に係る補償分として、事業費等の精査により 2 9 1 万 3, 0 0 0 円の増額となっております。

以上、議案第 7 0 号の補足説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第 7 1 号 令和 6 年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、補足説明を申し上げます。

こちらも、1 2 ページ、1 3 ページの予算明細書をご覧ください。

まずは、収益的勘定の収益的収入及び支出につきまして、ご説明申し上げます。

最初に、収益的支出のほうをご覧ください。

1 款、下水道事業費用、1 項、営業費用、5 目、総係費について 7 2 万 7, 0 0 0 円の増額をお願いするもので、正職員の人件費の精査と会計年度任用職員の報酬単価において最低賃金の上昇による精査によるものです。

2 項、営業外費用で 1 2 万 1, 0 0 0 円の減額をお願いしております。この減額は、2 目、消費税及び地方消費税において、令和 6 年度中に支払う消費税中間申告額の確定に伴うものです。

3 項、特別損失、1 目、その他特別損失では 9 4 1 万 5, 0 0 0 円の増額をお願いしております。令和 5 年度会計における消費税及び地方消費税の納付額につきまして、当初予算計上時の概算額の算出時に合併以降に受け入れた一般会計繰入金において、起債の元金償還金に充当する分を各年度起債充当事業費支出分を課税・非課税の割合に応じて仕分けするところ、繰入金全てを不課税収入として計算していたことにより、納付額の見積りが過少であっ

たことによる増額となっております。

次に、これら収益的支出の財源といたしまして、上段の収益的收入をご覧ください。

1 款、下水道事業収益、2 項、営業外収益、2 目、他会計補助金につきまして、収益的支出の増額分 1, 0 0 2 万 1, 0 0 0 円全て一般会計からの補助金を財源とするよう町財政課と調整させていただきました。

次に、1 4 ページ、1 5 ページをご覧ください。

資本的勘定の資本的収入及び資本的支出についてご説明させていただきます。

まず、下段の資本的支出をご覧ください。

1 款、資本的支出、1 項、建設改良費、1 目、建設改良費について、1 2 9 万 7, 0 0 0 円の増額をお願いしております。内容につきましては、人件費の精査によるものとなっております。

財源としましては、上段の資本的収入をご覧ください。

1 款、資本的収入、5 項、出資金、1 目、出資金において 1 2 9 万 7, 0 0 0 円の増額をお願いしています。先ほどご説明いたしました建設改良費における人件費の増額補正の財源として一般会計からの繰入れをお願いしております。

以上、議案第 7 1 号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、4 日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

この後、議会広報広聴特別委員会が開催されますので、委員の皆様には、お疲れのところ大変お世話になりますが、よろしくお願いいたします。

本日は、大変ご苦勞さまでした。

散会 午前 1 1 時 1 2 分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原 好範

〃 署名議員 山田 均

〃 署名議員 東 まさ子